

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要……………	1～2
2 令和8(2026)年度予算概要……………	3～11
3 函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子(都市建設部所管分)……………	12～16
4 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子……………	17～18
5 令和8(2026)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の 報告について……………	19

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
(国)土木費補助金	△ 8,605	公営住宅建設費補助金減	△ 8,605
不動産売却収入	39,900	土地売却収入	39,900
指定寄付金	200	指定寄付金	200
		歴史的建造物保全調査事業費分	200
土木債	19,200	公営住宅建設事業債増	18,300
		市営住宅災害復旧債	900

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
建築行政費	△ 3,900	空家等対策推進費減 △ 3,900 空家対策総合支援補助金減 △ 3,900	(国) 空き家対策総合支援事業費補助金 △ 1,950
都市計画総務費	△ 60,706	立地適正化計画推進費減 △ 58,706 歩行空間再構築事業費減 △ 46,706 住宅建築取得費補助金減 △ 12,000 歴史的建造物等 保全・活用推進事業費減 △ 2,000 西部地区都市景観形成地域 保全事業費減 △ 2,000	(国) 都市構造再編集中支援事業費補助金 △ 30,800 (国) 都市景観形成費補助金 △ 900 (地方債) 立地適正化計画推進事業債 △ 22,000
市街地再開発事業費	△ 2,620,268	函館駅前東地区 市街地再開発事業費減 △ 2,620,268 事業費補助金減	(国) 市街地再開発事業費補助金 △ 1,310,134 (地方債) 市街地再開発事業債 △ 1,310,100

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
住 宅 管 理 費	△ 5,038	市営住宅等改善事業費減 外壁等改修事業費減 給油設備整備事業費減	(国) 公営住宅改善 費補助金 △ 12,025 (地方債) 公営住宅 建設事業債 19,300

[債務負担行為]

(変 更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
湯川団地共同浴場運營業務委託料	9,613	8,847

2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
建 築 行 政 費	67,658	委員報酬 150	(国) 盛土等対策事業補助金
		建築審査会委員 25	
		開発審査会委員 80	4,800
		空家等対策協議会委員 45	(国) 空き家対策総合支援事業費補助金
		建築行政推進費 4,907	
		指定道路台帳システム経費 1,155	
		建築確認支援システム経費 2,029	5,000
		その他諸経費 1,723	(国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金
		公共建築物等設計監理経費 15,890	
		公共建築物等維持補修	
		設計監理業務委託料 14,163	7,212
		建築積算システム経費 448	(国) 住宅リフォーム補助金
		その他諸経費 1,279	
		盛土等対策事業費 9,900	3,970
		大規模盛土造成地	(国) 統計調査委託金
		滑動崩落予測調査費 900	
		既存盛土等調査費 9,000	102
		空家等対策推進費 27,663	(道) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金
		空家対策総合支援補助金 10,000	
		ヤングファミリー	
		住まいりんぐ支援補助金 16,028	200
		危険空家等管理経費 1,580	(道) 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金
		その他諸経費 55	
		補助金 9,000	
		住宅リフォーム補助金	2,255
		負担金 148	(その他) 建築手数料
		全国建築審査会協議会負担金 48	
		日本建築行政会議負担金 100	14,250
			(その他) 開発行為等許可手数料
			444
			(その他) 特定空家等緊急代執行費用収入
			330

(単位：千円)

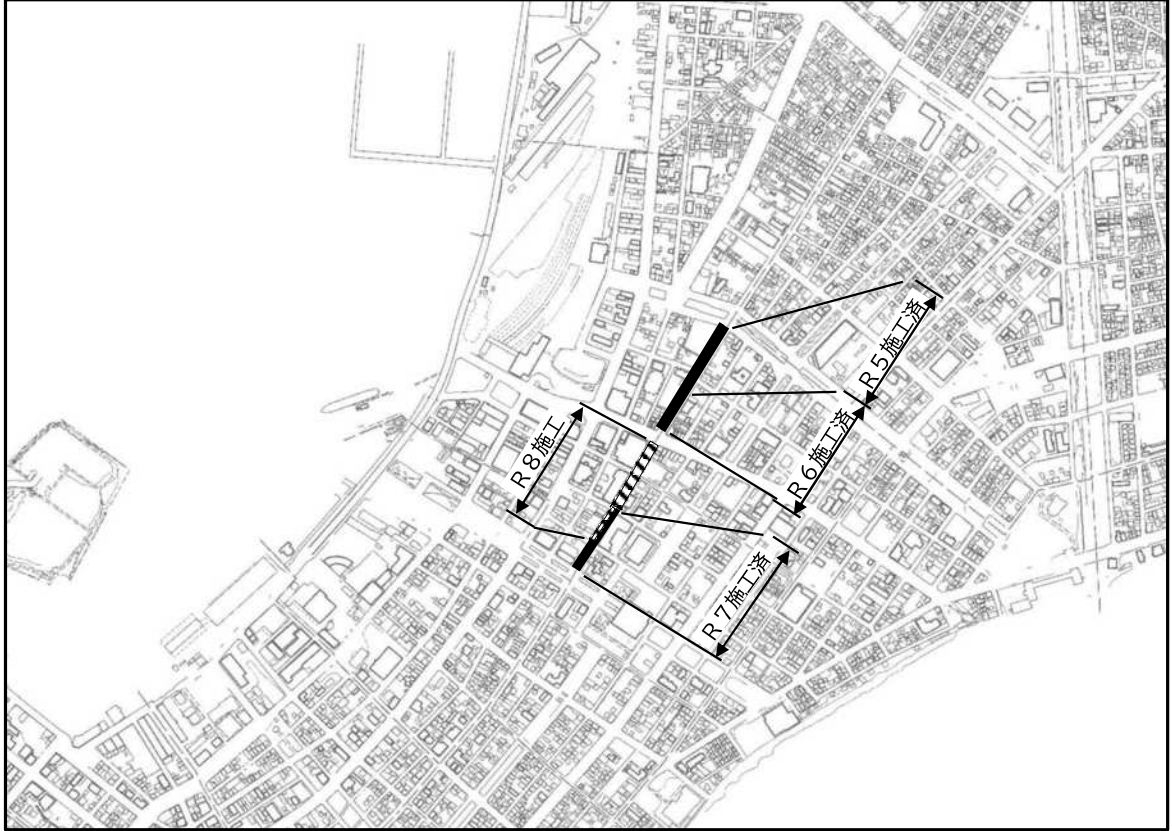
科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		その他所要経費	9,984
市街地再開 発事業費	977,600	函館駅前東地区市街地再開 発事業費 977,600 事業費補助金	(国) 市街地再開 発事業費補助金 488,800 (地方債) 市街地再 開発事業債 488,800
住 宅 管 理 費	1,136,496	委員報酬 75 市営住宅入居者審査委員会 35 住宅施策のあり方に関する 検討委員会 40 市営住宅等管理費 359,121 火災保険料 7,541 土地賃借料 12,713 借上市営住宅関係経費 286,779 共同浴場運営経費 15,828 (債務負担行為分 8,847、 その他) その他諸経費 36,260 市営住宅等管理委託料 471,481 (債務負担行為分) 市営住宅等改善事業費 305,819 外壁等改修事業費 296,370 湯浜団地2号棟 (別添資料参照 8ページ) 給水設備改修事業費 5,511 青柳団地 (別添資料参照 9ページ) 移転費 3,938	(国) 公営住宅家賃 対策補助金 73,633 (国) 公営住宅改善 費補助金 119,892 (地方債) 公営住宅 建設事業債 149,300 (その他) 市営住宅 使用料 790,101 (その他) 市営住宅 共同浴場使用料 8,840 (その他) 市営住宅 駐車場使用料 28,476 (その他) 特定公共 賃貸住宅使用料 36,396 (その他) 特定公共 賃貸住宅駐車場 使用料 1,756 (その他) サービス 付き高齢者向け 住宅事業登録手 数料 328

(単位：千円)

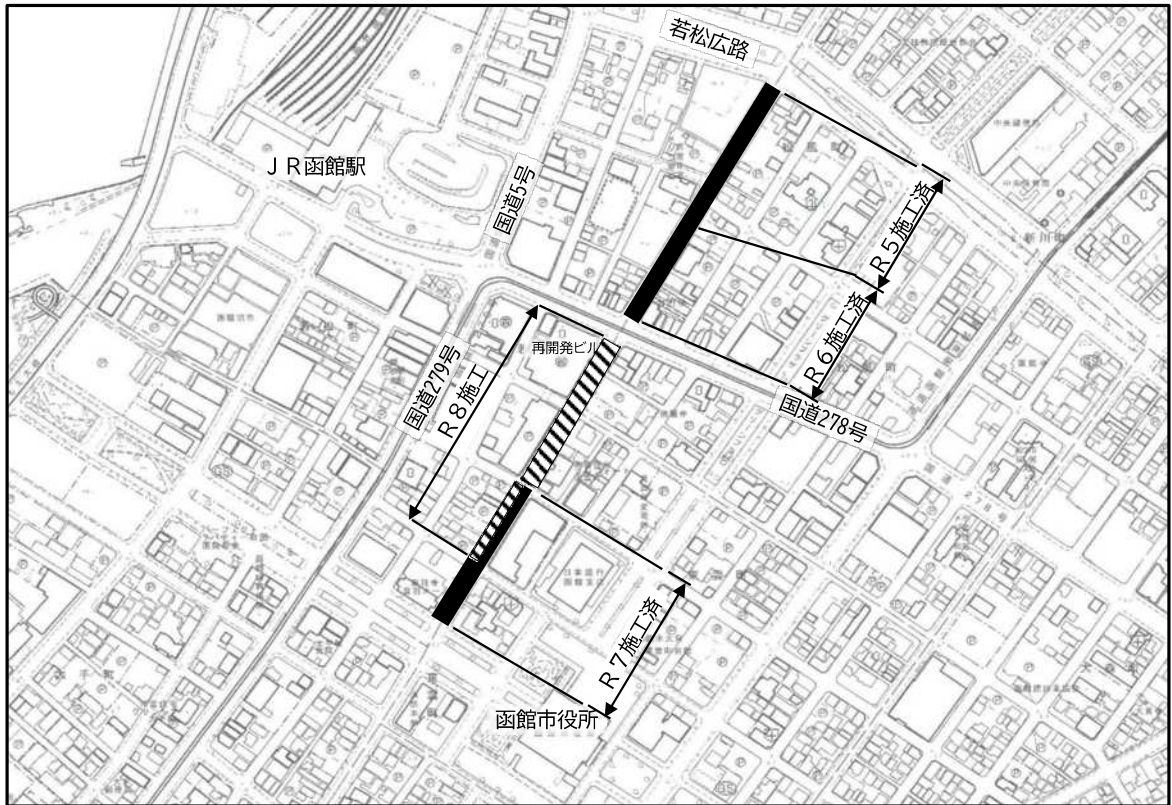
科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
			(その他) 土地貸付 収入 1,393 (その他) その他の 雑入 834
住 宅 建 設 費	312,700	公営住宅建設費 312,700 大川団地（公営住宅移転建替） 解体工事（中道2丁目団地）、 その他 (別添資料参照 10ページ)	(国) 公営住宅建設 費補助金 114,444 (地方債) 公営住宅 建設事業債 144,800
排 水 路 整 備 費	25,020	排水路整備事業費 25,020 上湯川町地区1号排水路 (別添資料参照 11ページ)	(地方債) 排水路整 備事業債 25,000

市道公園通2号

位置図

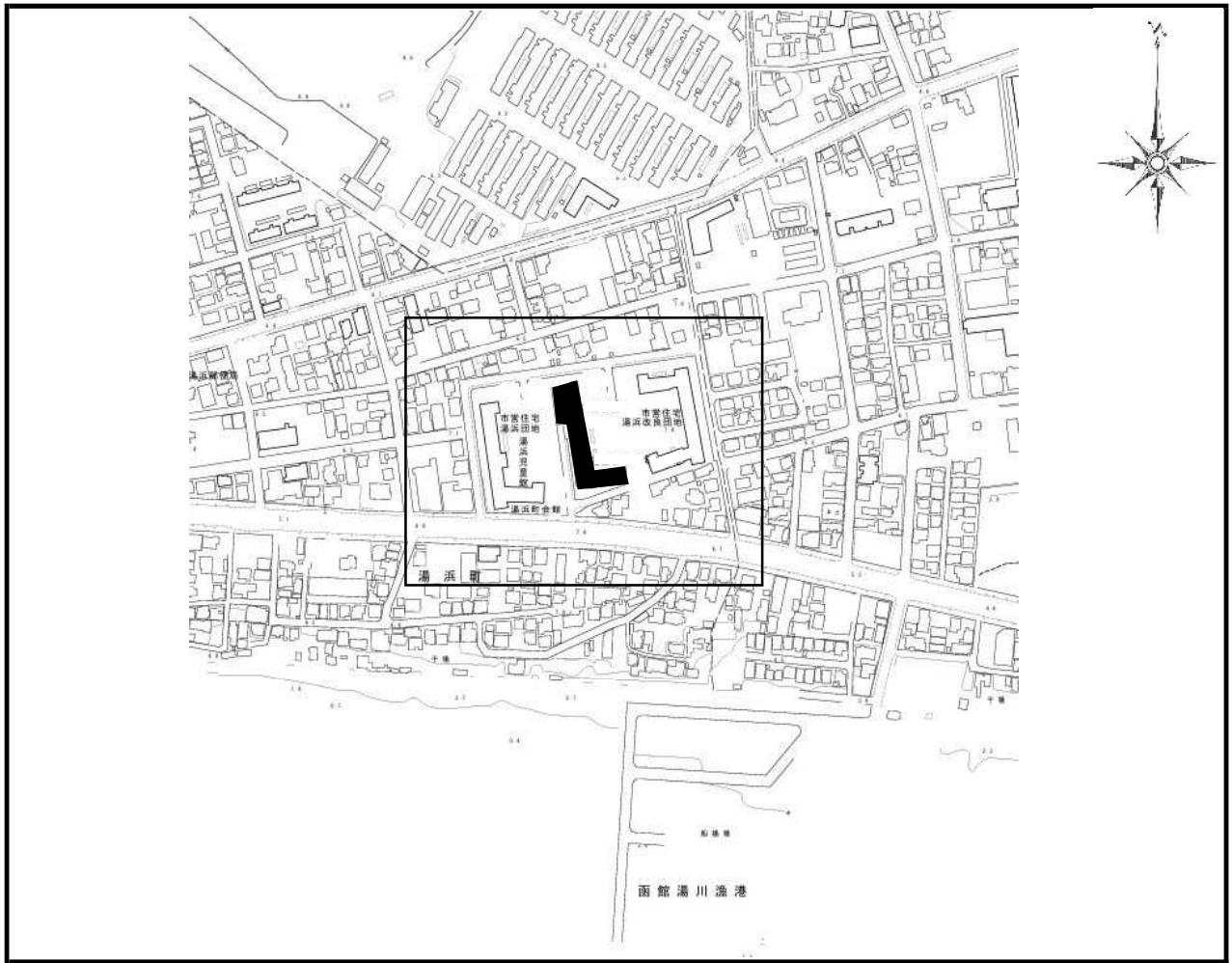


配置図



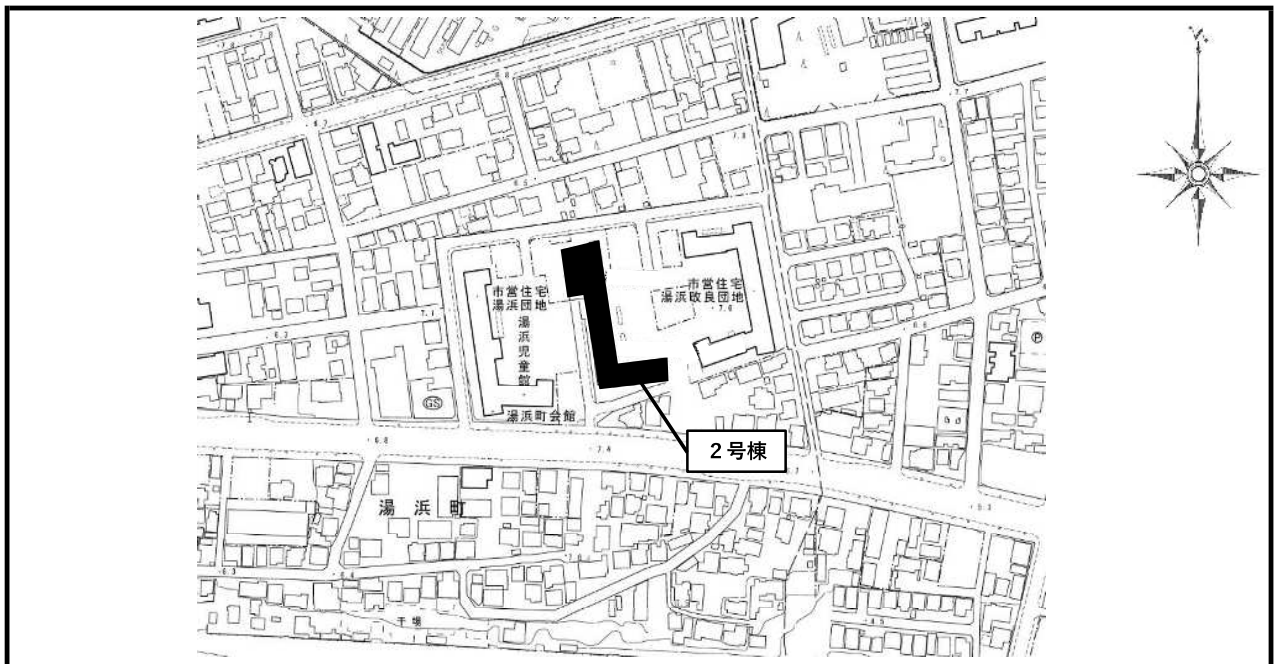
市営住宅湯浜団地

位置図



■ : 令和8年度外壁等改修事業

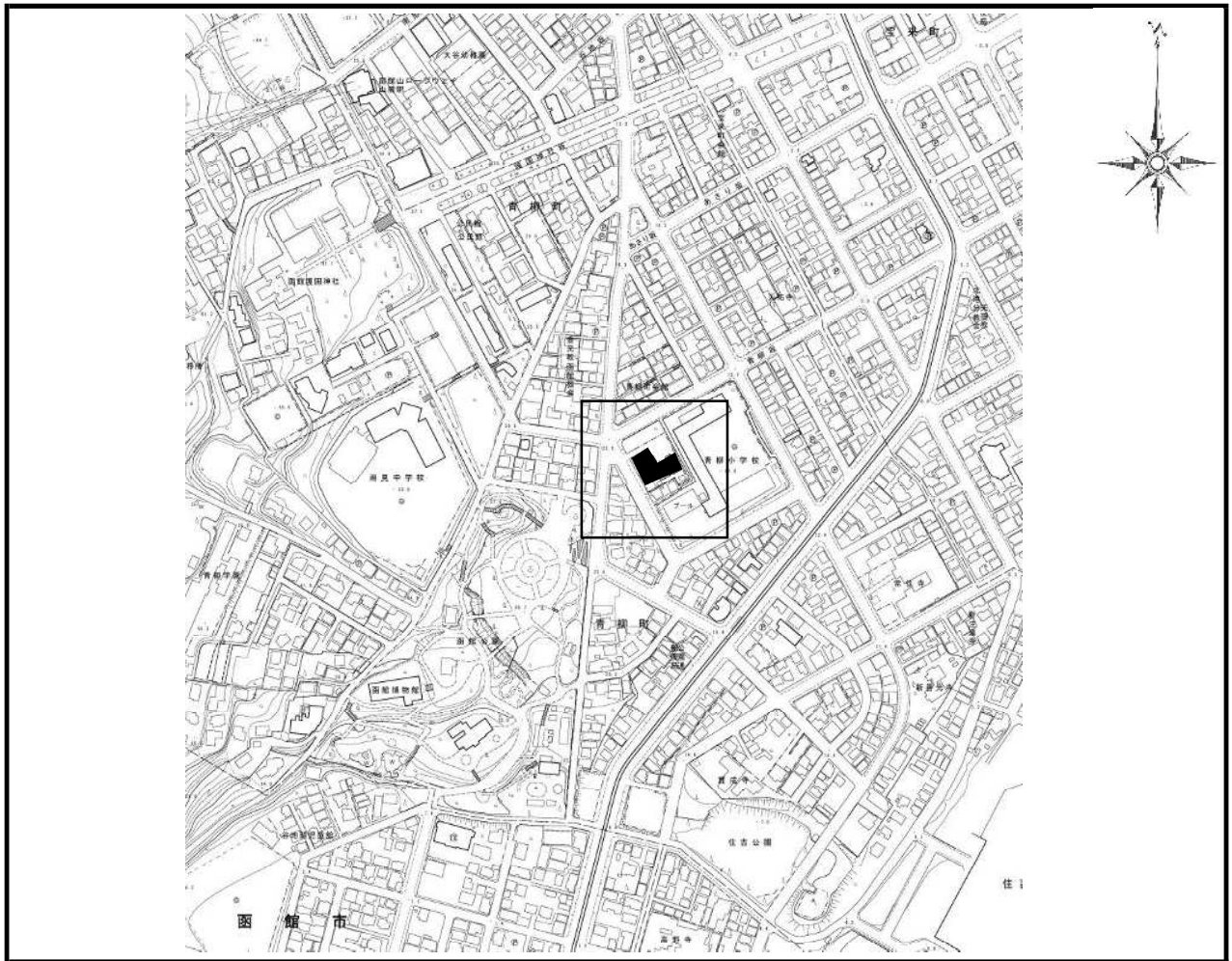
配置図



■ : 対象住棟

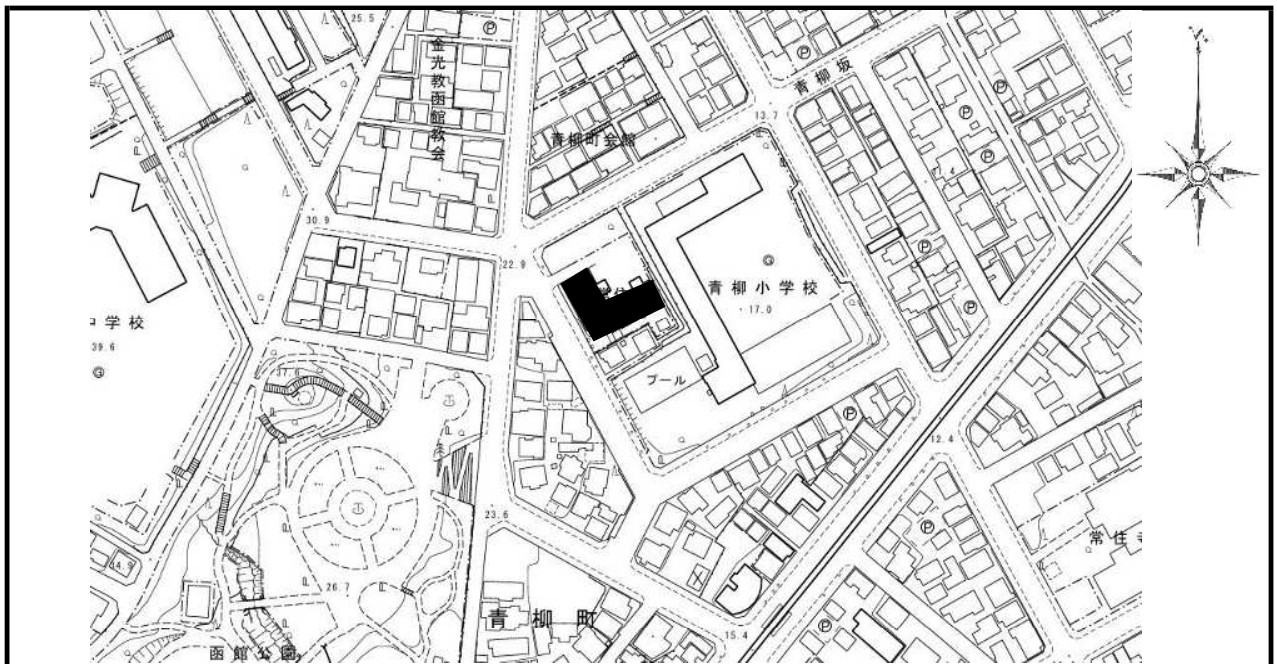
市営住宅青柳団地

位置図



■：令和8年度給水設備改修事業

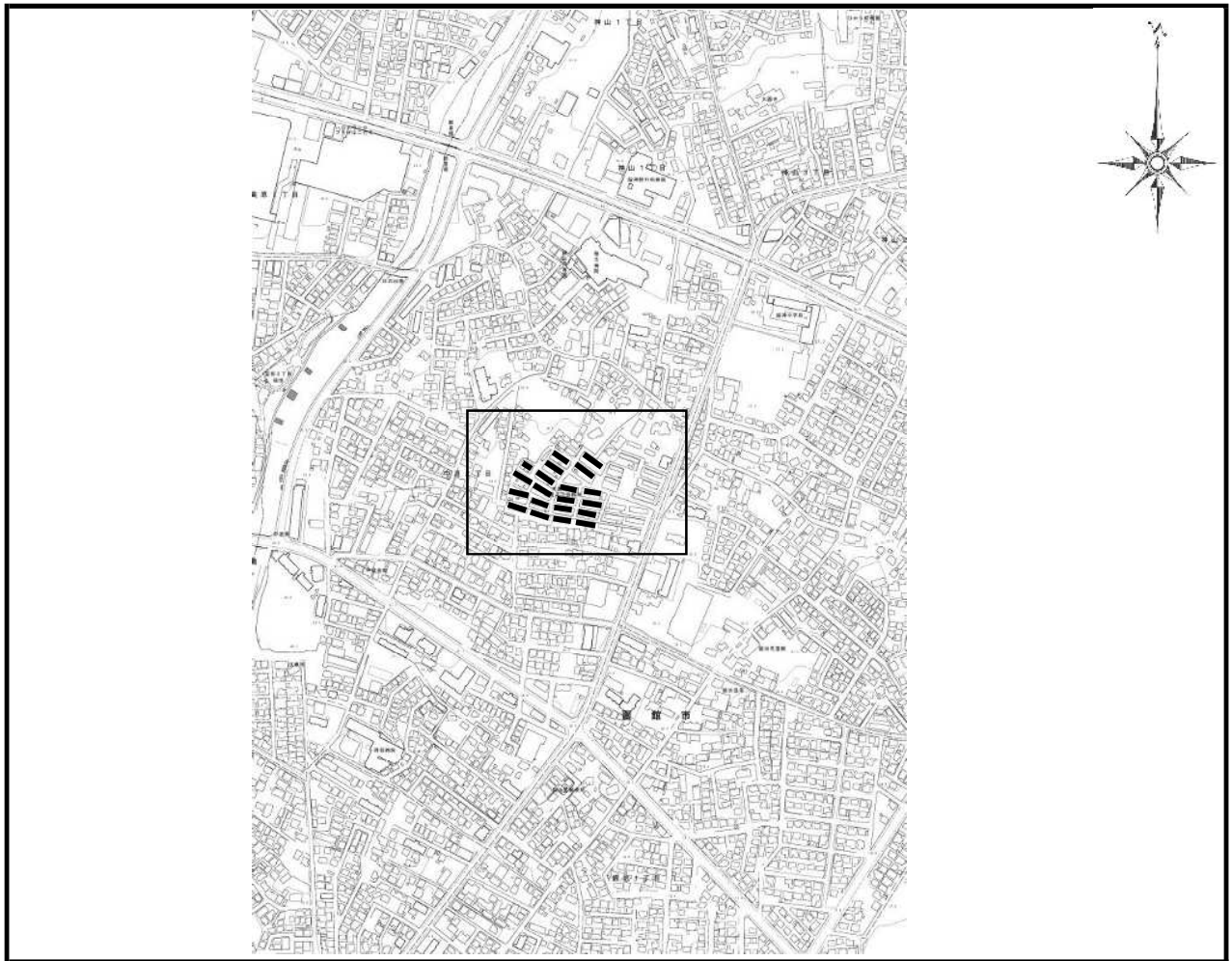
配置図



■：対象住棟

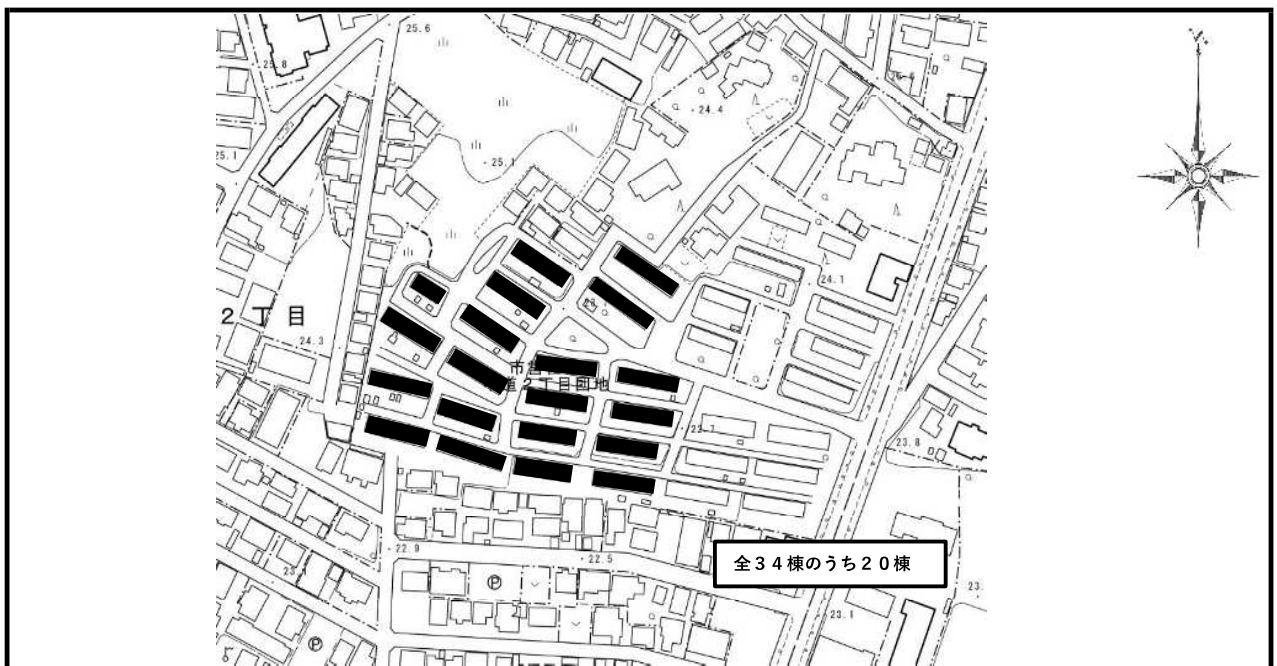
市営住宅中道2丁目団地

位置図



■：令和8年度大川団地整備事業

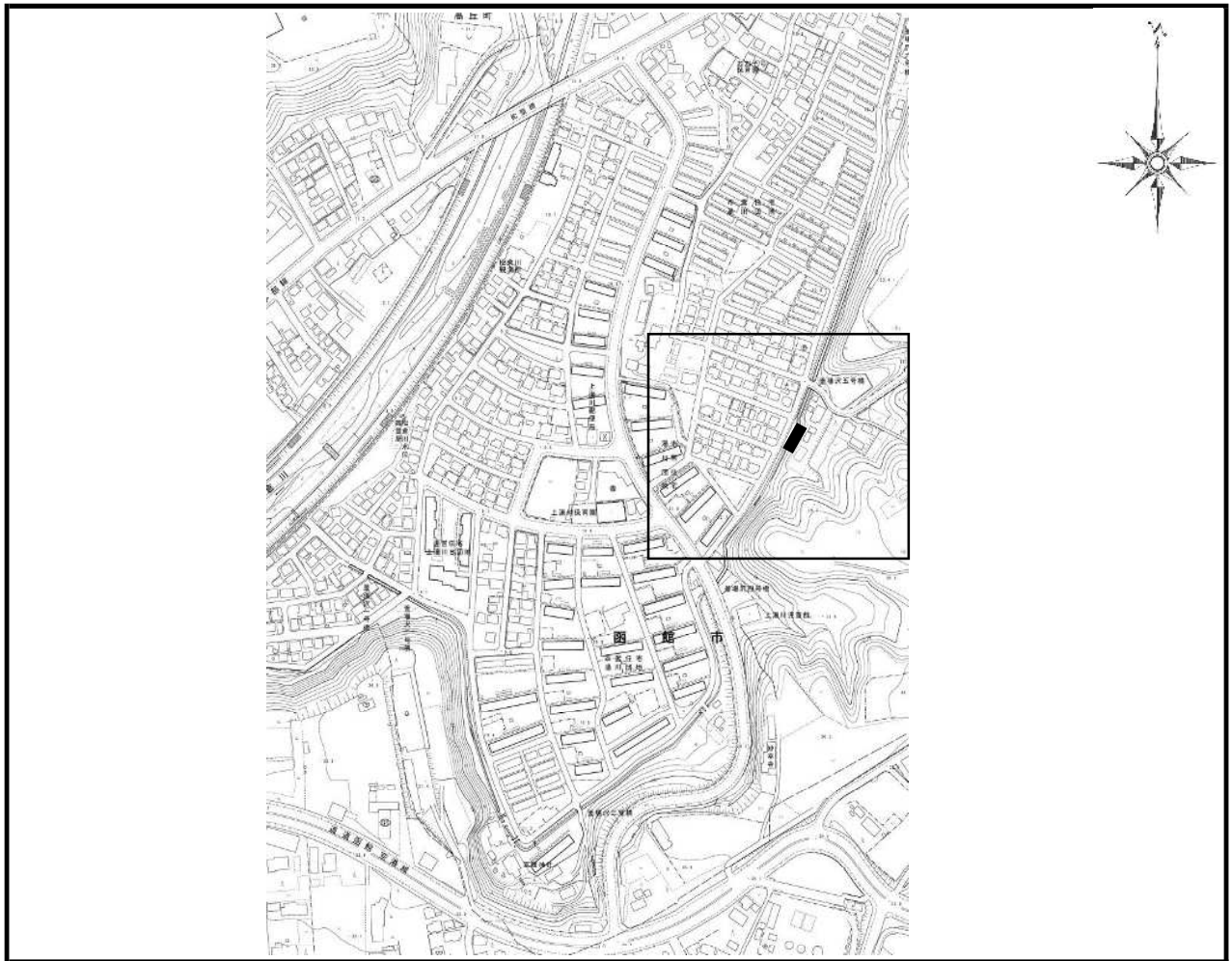
配置図



■：対象住棟

市営住宅湯川団地

位置図



：令和8年度排水路整備事業

配置図



：整備箇所

3 函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子 (都市建設部所管分)

(1) 改正理由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、建築物の新築等の場合の駐車施設の附置等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

政令改正により、共同住宅が特定用途に追加されたことに伴い規定を整備する。

(3) 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

函館市駐車場条例 新旧対照表（都市建設部所管分）

現 行	改 正 案																								
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定用途 法第20条第1項に規定する特定用途をいう。</p> <p>(6) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。</p> <p>(7) 特定部分 法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分をいう。</p> <p>(8) 非特定部分 特定用途以外の用途に供する部分をいう。</p> <p>(9) 特定用途建築物 その全部を特定用途に供する建築物をいう。</p> <p>(10) 混合用途建築物 特定部分および非特定部分を有する建築物をいう。</p> <p>(建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第20条 次表中、(あ)欄の地区<u>又は</u>地域内において、(い)欄の用途に供する建築物で(う)欄の規模のものを新築し、<u>又は</u>(う)欄の規模となる増築をし若しくは(う)欄の規模のものについて増築しようとする者は(え)欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物<u>又は</u>当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区<u>又は</u>商業地域内もしくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(建築物の新築等の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第20条 次表中、(あ)欄の地区<u>または</u>地域内において、(い)欄の用途に供する建築物で(う)欄の規模のものを新築し、<u>または</u>(う)欄の規模となる増築をし、<u>もしくは</u>(う)欄の規模のものについて増築しようとする者は(え)欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物<u>または</u>当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区<u>または</u>商業地域内もしくは近隣商業地域内において非特定用途<u>および</u>共同住宅の用途に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">(あ)</th> <th style="width: 25%;">(い)</th> <th style="width: 25%;">(う)</th> <th style="width: 25%;">(え)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区 <u>又は</u> 地域</td> <td>建築物 の用途</td> <td>建築物の規模</td> <td>駐車施設の規模</td> </tr> <tr> <td>駐車場整備地区<u>又は</u>商業地域もしくは</td> <td>その建築物の全部を特定用途に供するもの</td> <td>延べ面積(観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。)</td> <td>延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分(増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。)の面</td> </tr> </tbody> </table>	(あ)	(い)	(う)	(え)	地区 <u>又は</u> 地域	建築物 の用途	建築物の規模	駐車施設の規模	駐車場整備地区 <u>又は</u> 商業地域もしくは	その建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積(観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。)	延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分(増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。)の面	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">(あ)</th> <th style="width: 25%;">(い)</th> <th style="width: 25%;">(う)</th> <th style="width: 25%;">(え)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区 <u>また</u> <u>は</u> 地域</td> <td>建築物 の用途</td> <td>建築物の規模</td> <td>駐車施設の規模</td> </tr> <tr> <td>駐車場整備地区<u>または</u>商業地域もしくは</td> <td>その建築物の全部を特定用途(共同住宅の用途を除く。)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(あ)	(い)	(う)	(え)	地区 <u>また</u> <u>は</u> 地域	建築物 の用途	建築物の規模	駐車施設の規模	駐車場整備地区 <u>または</u> 商業地域もしくは	その建築物の全部を特定用途(共同住宅の用途を除く。)	(略)	(略)
(あ)	(い)	(う)	(え)																						
地区 <u>又は</u> 地域	建築物 の用途	建築物の規模	駐車施設の規模																						
駐車場整備地区 <u>又は</u> 商業地域もしくは	その建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積(観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。)	延べ面積が2,000平方メートルをこえる部分(増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。)の面																						
(あ)	(い)	(う)	(え)																						
地区 <u>また</u> <u>は</u> 地域	建築物 の用途	建築物の規模	駐車施設の規模																						
駐車場整備地区 <u>または</u> 商業地域もしくは	その建築物の全部を特定用途(共同住宅の用途を除く。)	(略)	(略)																						

は近隣商業地域		が2,000平方メートルをこえるもの	積に対して300平方メートルごとに1台
	その建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。)が3,000平方メートルをこえるもの	延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分(増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。)の面積に対して450平方メートルごとに1台
周辺地区	その建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	特定用途に供する部分の延べ面積(観覧場の屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。右欄において同じ。)が3,000平方メートルをこえるもの	特定用途に供する部分の延べ面積が3,000平方メートルをこえる部分(増築にあつてはこの部分のうち増築にかかる部分とする。)の面積に対して450平方メートルごとに1台

(混合用途建築物の場合)

第21条 駐車場整備地区又は商業地域内もしくは近隣商業地域内における混合用途建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第22条 次表中、(あ)欄の地区又は地域内において、(い)欄の規模を有する建築物の部分の用途変更で、当該用途の変更により特定部分の面積が増加することとなるもののために法第20条の2にいう大規模の修繕又は大規模の模様替

くは近隣商業地域	以下この表および次条において同じ。)に供するもの		
	その建築物の全部を非特定用途および共同住宅の用途に供するもの	(略)	(略)
周辺地区	その建築物の全部または一部を特定用途に供するもの	(略)	(略)

(混合用途建築物の場合)

第21条 駐車場整備地区または商業地域内もしくは近隣商業地域内における混合用途建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合においては、特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。次条において同じ。)の延べ面積と非特定部分および共同住宅の用途に供する部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計をその建築物の延べ面積とする。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第22条 次表中、(あ)欄の地区または地域内において、(い)欄の規模を有する建築物の部分の用途変更で、当該用途の変更により特定部分の面積が増加することとなるもののために法第20条の2にいう大規模の修繕または大規模の模

をしようとする者は、（う）欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(あ)	(い)	(う)
地区 又は 地域	建築物の規模	用途の変更により附置すべき駐車施設の規模
駐車場整備地区又は商業地域もしくは近隣商業地域	非特定用途に供する建築物で延べ面積が3,000平方メートルをこえないもの及び混合用途建築物で前条の規定により算定した延べ面積が2,000平方メートルをこえないもの	2,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して300平方メートルごとに1台
	上欄に掲げる建築物以外のもの	特定部分の面積が2,000平方メートルをこえることとなるものについては、2,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して300平方メートル（第20条及び第21条の規定により駐車施設を附置すべきものとされているときは900平方メートル）ごとに1台 特定部分の面積が2,000平方メートルをこえているものについては、増加した特定部分の面積に対して300平方メートルごとに1台
周辺地区	特定部分の面積が3,000平方メートルをこえないもの	3,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して450平方メートルごとに1台
	特定部分の面積が3,000平方	増加した特定部分の面積に対して450平方メ

様替をしようとする者は、（う）欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物または当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(あ)	(い)	(う)
地区 または 地域	建築物の規模	用途の変更により附置すべき駐車施設の規模
駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域	非特定用途および共同住宅の用途に供する建築物で延べ面積が3,000平方メートルをこえないものおよび混合用途建築物で前条の規定により算定した延べ面積が2,000平方メートルをこえないもの	(略)
	(略)	特定部分の面積が2,000平方メートルをこえることとなるものについては、2,000平方メートルをこえる特定部分の面積に対して300平方メートル（第20条および第21条の規定により駐車施設を附置すべきものとされているときは900平方メートル）ごとに1台 (略)
周辺地区	(略)	(略)
	(略)	(略)

	メートルをこ えるもの	メートルごとに1台			
--	----------------	-----------	--	--	--

4 函館市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定共同浴場の管理を指定管理者に行わせることとするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

特定共同浴場の管理を指定管理者に行わせることとするため、指定管理者が行う業務に特定共同浴場の使用者に関するものを加え、市営住宅等の維持、修繕および改良に関することから特定共同浴場を除外する規定を削除し、ならびに指定管理者が特定共同浴場の使用の許可等を行うことができるように改正する。

(3) 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

函館市営住宅条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第58条の14 健全な地域社会の形成のために特に必要と認められるものとして規則で定める共同浴場（以下「特定共同浴場」という。）の使用は、入居者および同居者のほか、これらの者以外の者もすることができる。</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第58条の14 (略)</p>
<p>(使用の拒否等)</p> <p>第58条の15 市長は、特定共同浴場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を拒否し、または退場させることができる。</p> <p>(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他特定共同浴場の管理上支障があると認められるとき。</p>	<p>(使用の拒否等)</p> <p>第58条の15 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第61条 市営住宅等の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者の公募の実施および入居の申込みの受付に関すること。</p> <p>(2) 駐車場の使用の申込みの受付に関すること。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(3) 市営住宅等（特定共同浴場を除く。次号において同じ。）の維持、修繕および改良に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市営住宅等に係る環境整備に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他市長が定める業務</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定共同浴場の使用者に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市営住宅等の維持、修繕および改良に関すること。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第58条の15の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>

5 令和8（2026）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の報告について

(1) 事業概要

令和8（2026）年度は、事業計画に基づく実施事業として「住生活環境向上事業」を、収益事業等として「公営住宅等の管理に関する事業」，「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施する。

住生活環境向上事業は、住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣業務，北海道公営住宅家賃等徴収事務業務および北海道住宅供給公社資産管理補完等業務の受託事業を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業は、公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は、都市公園管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業，はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務，サクラ環境対策業務，緑地等管理業務，街路樹および植樹柵等維持管理業務ならびに市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	25,494	28,770	△3,276
当期一般正味財産増減額	8,436	11,361	△2,925
一般正味財産期首残高	461,475	407,106	54,369
一般正味財産期末残高 (A)	469,911	418,467	51,444
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高 (B)	3,000	3,000	0
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	472,911	421,467	51,444